

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	静甲株式会社
【英訳名】	SEIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 鈴木 孝典
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054)366 1030
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 福永 純一
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054)366 1030
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 福永 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第124回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株当たり金14円 総額90,415,724円

第2号議案 定款一部変更の件

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除と共に、業務執行の決定の委任にかかる規定の新設など、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

鈴木孝典、吉川範幸、山下一弘、一圓昌幸、齋藤敏典、杉本基、関本和彦、音成秀樹の8氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

櫻井嘉夫、山口貴史、野々山茂の3氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案	55,128	424	0	99.24	可決
第2号議案	55,120	432	0	99.22	可決
第3号議案					
鈴木 孝典	54,800	752	0	98.65	可決
吉川 範幸	55,056	496	0	99.11	可決
山下 一弘	55,110	442	0	99.20	可決
一圓 昌幸	55,451	101	0	99.82	可決
齋藤 敏典	55,452	100	0	99.82	可決
杉本 基	55,444	108	0	99.81	可決
関本 和彦	55,439	113	0	99.80	可決
音成 秀樹	55,064	488	0	99.12	可決
第4号議案					
櫻井 嘉夫	55,414	138	0	99.75	可決
山口 貴史	55,445	107	0	99.81	可決
野々山 茂	55,177	375	0	99.32	可決
第5号議案	55,403	149	0	99.73	可決
第6号議案	55,400	152	0	99.73	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- 1 第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上